



明日使えるEPAセミナー

—青果物編—



2023年3月2日
東京共同会計事務所



東京共同会計事務所のご紹介

社名 : 東京共同会計事務所
設立 : 1993年8月
所在地 : 東京都千代田区丸の内3-1-1
 国際ビル9階
代表者 : 内山 隆太郎
対応言語 : 日本語・英語・中国語・ベトナム語・タイ語

問合せ番号 : 03-5219-8660
メールアドレス : epa.info@tkao.com
Website : www.tkao.com/epa/

構成員 : 295名 (2023年2月1日現在)

- 公認会計士 (29名)
- 会計士補・公認会計士新試験合格者 (3名)
- 税理士 (46名)
- 税理士科目5科目合格者 (4名)
- 科目合格者 (18名)
- 司法書士 (7名)
- 行政書士 (3名)
- 弁理士 (3名)
- 通関士有資格者 (12名)



クライアントニーズに応えるスペシャリスト集団
 Tokyo Kyodo Accounting Office

東京共同会計事務所の概要 -EPAサービス-

EPA/FTAコンサルティング事業



対応会社数

5,000社超



経済産業省委託事業

EPA相談デスク**8**年受注



個別相談実績

約**36,000**件超

**比類ない
EPA/FTA業務支援実績**

国内で最も経験豊富な
EPA/FTAプロフェッショナル集団

JAFTAS事業



つながる企業

1,600社超



仕入先様もサポート

6,000件超



調査依頼件数

50,000件超

**自動車業界
1,600社以上利用**

契約企業とサプライヤーを繋ぎ
FTA原産資格調査を行う
クラウドサービス

本セミナーの流れ

第一部

EPAとは？

第二部

具体的な事例を見てみよう！（第三者証明制度）

第三部

応用編（日本茶の輸出）

本編に入る前に・・・

Zoom ウェビナー

レコーディング中

TOKYO KYODO ACCOUNTING OFFICE

本セミナーの流れ

- 第一部 → EPAとは？
- 第二部 → 具体的な事例を見てみよう！（第三者証明制度）
- 第三部 → 応用編（日本茶の輸出）

ここをクリック

👏 👍 😂 😬 ❤️ 🎉

4

オーディオ設定 ^

チャット 手を挙げる Q&A リアクション

退出

© 2023 Tokyo Kyodo Accounting Office

17:56



<練習>



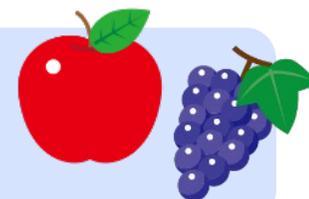
リアクションしてみよう！



本セミナーの流れ

第一部

EPAとは？



第二部

具体的な事例を見てみよう！（第三者証明制度）

第三部

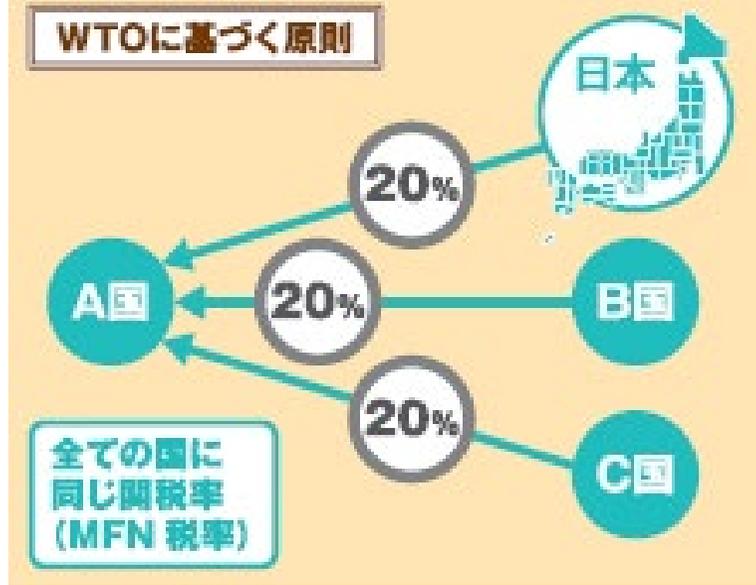
応用編（日本茶の輸出）

「関税が削減・撤廃される」とってどういうこと？

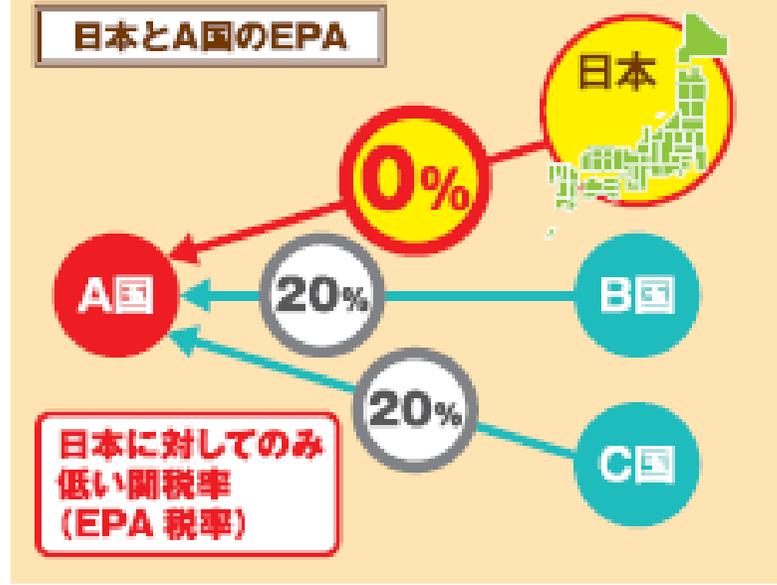
輸入するときにかかるコストを削減すること

通常より低い関税率が適用されることによって、関税額を削減できる

全ての国に同じ関税率
(MFN税率)



日本に対してのみ低い関税率
(EPA (FTA) 税率)



WTO : World Trade Organization (世界貿易機関)
MFN : Most Favoured Nation Treatment (最恵国待遇)
MFN税率 : 通常適用される関税率

$$\text{課税価格}^* \times 20\% = \text{関税額}$$

100円 × 20% = 20円

$$\text{課税価格}^* \times 0\% = \text{関税額}$$

100円 × 0% = 0円

* 現地の法令に則った課税価格

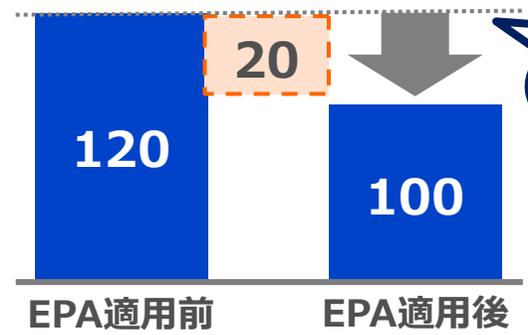
輸出者・生産者にもメリットある？

EPA対応の依頼に協力



輸入者のコスト削減 = 利益UP

※輸入関税が売主負担となるインコタームズDDP（インコタームズ2020）の場合は対象外



輸出者・生産者も
HAPPY!



販売量UP
販路拡大

価格競争力UP

農林水産品の輸出でも活用されている！

EPA活用効果は現地コスト削減・販売先拡大

農林水産大臣賞*（平成29年～令和3年度）事例分析 輸出促進のために実施した施策

安定した販売チャネルの確立・現地コスト削減

現地マーケットニーズへの対応

規制対応

ブランド価値向上

流通効率化

その他

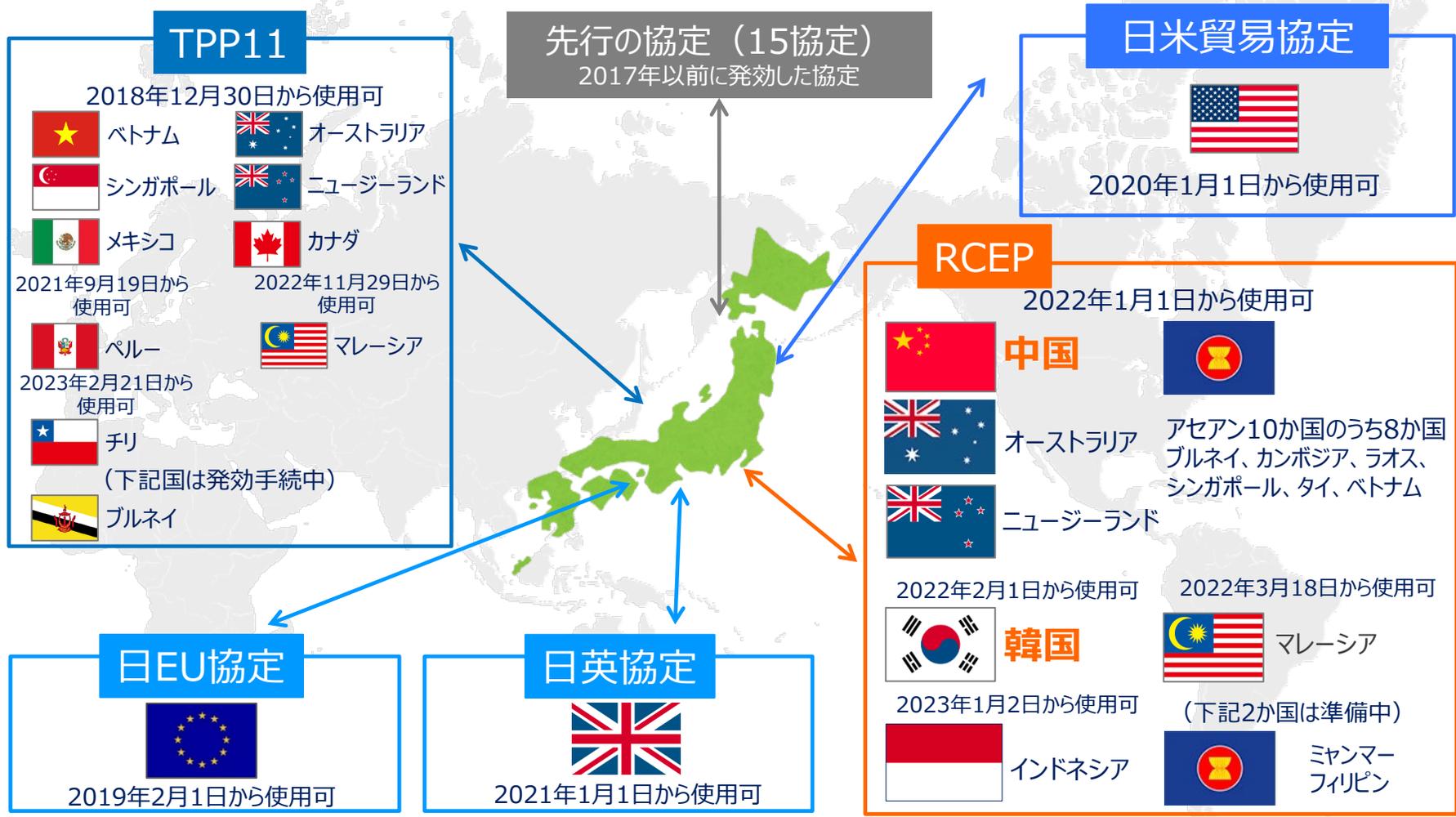


*データ出所：輸出に取り組む優良事業者表彰 よりTKAOが分析し作成
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/torikumi_zirei/index.html



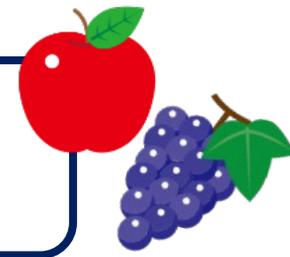
EPA利用のチャンスが拡大している！

アジアを中心に現在20協定が利用可能
2018年以降メガEPA【TPP11/日EU/RCEP】を相次いで締結



各EPAで採用されている証明制度が異なる

青果物の輸出は主に**アジア**となりますが、アジアとのEPAの大半は第三者証明制度を採用している協定となりますので、本日は**第三者証明制度**のお話です！



比較ポイント	第三者証明制度	認定輸出者制度*	自己証明制度
1 証明書	第一種特定原産地証明書	第二種特定原産地証明書	原産地証明書 (自己申告書)
2 ポイント	日本商工会議所（日商）への手続きが必要	<ul style="list-style-type: none"> 日商手続き不要 経済産業省の認定必要 (認定有効期限：3年) 	<ul style="list-style-type: none"> 日商手続き不要 経済産業省の認定不要
3 時間・コスト	<p><時間></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業登録：原則7営業日 判定依頼～承認：原則3営業日 発給申請～取得：原則2営業日 <p><コスト></p> <ul style="list-style-type: none"> 発給費用：1件2,000円+500円× 製品数 	<p><時間></p> <p>認定輸出者自ら原産地証明書を作成することができるため、第三者証明制度と比較すると短時間で書類準備が可能。</p> <p><コスト></p> <p>登録免許税法に基づく登録免許税：9万円 認定更新手数料：5,000円 (電子申請の場合は4,550円) ※登録・更新費用以外は無料。</p>	<p><時間></p> <p>輸出者自ら証明するため、第三者証明制度と比較すると短時間で書類準備が可能。</p> <p><コスト></p> <p>日商手続きや経済産業省の認定など公的手続きが不要な為、他の2つの制度と比べコストもかからない。</p>



*認定輸出者制度を採用している協定は、RCEP協定、日メキシコ協定、日スイス協定、日ペルー協定

【参考】

日本が締結している相手国と証明制度一覧

認定輸出者制度導入 = ○

相手国	第三者証明制度			自己証明制度	相手国	第三者証明制度		自己証明制度		
	二国間	日アセアン	RCEP*2	CPTPP		二国間	RCEP*2	二国間	CPTPP	RCEP*2
マレーシア	○	○	○	○	オーストラリア	○	○	○	○	○
タイ	○	○	○		ニュージーランド		○		○	○
フィリピン	○	○	○*3		ペルー	○			○	
ベトナム	○	○	○	○	メキシコ	○			○	
ブルネイ	○	○	○	○*1	チリ	○			○	
シンガポール	○	○	○	○	カナダ				○	
ミャンマー		○	○*3		アメリカ合衆国			○		
ラオス		○	○		EU			○		
カンボジア		○	○		スイス	○				
インドネシア	○	○	○		イギリス			○		
インド	○				中国		○			
モンゴル	○				韓国		○			

*1 ブルネイでは2023年3月1日時点で未発効のため、利用できません。

*2 2023年3月1日時点で、輸出者・生産者による自己申告制度が利用可能なのは、オーストラリア・ニュージーランドへの輸出に限る

*3 ミャンマー、フィリピンでは2023年3月1日時点で未発効のため、使用できません。

本セミナーの流れ

第一部

EPAとは？

第二部

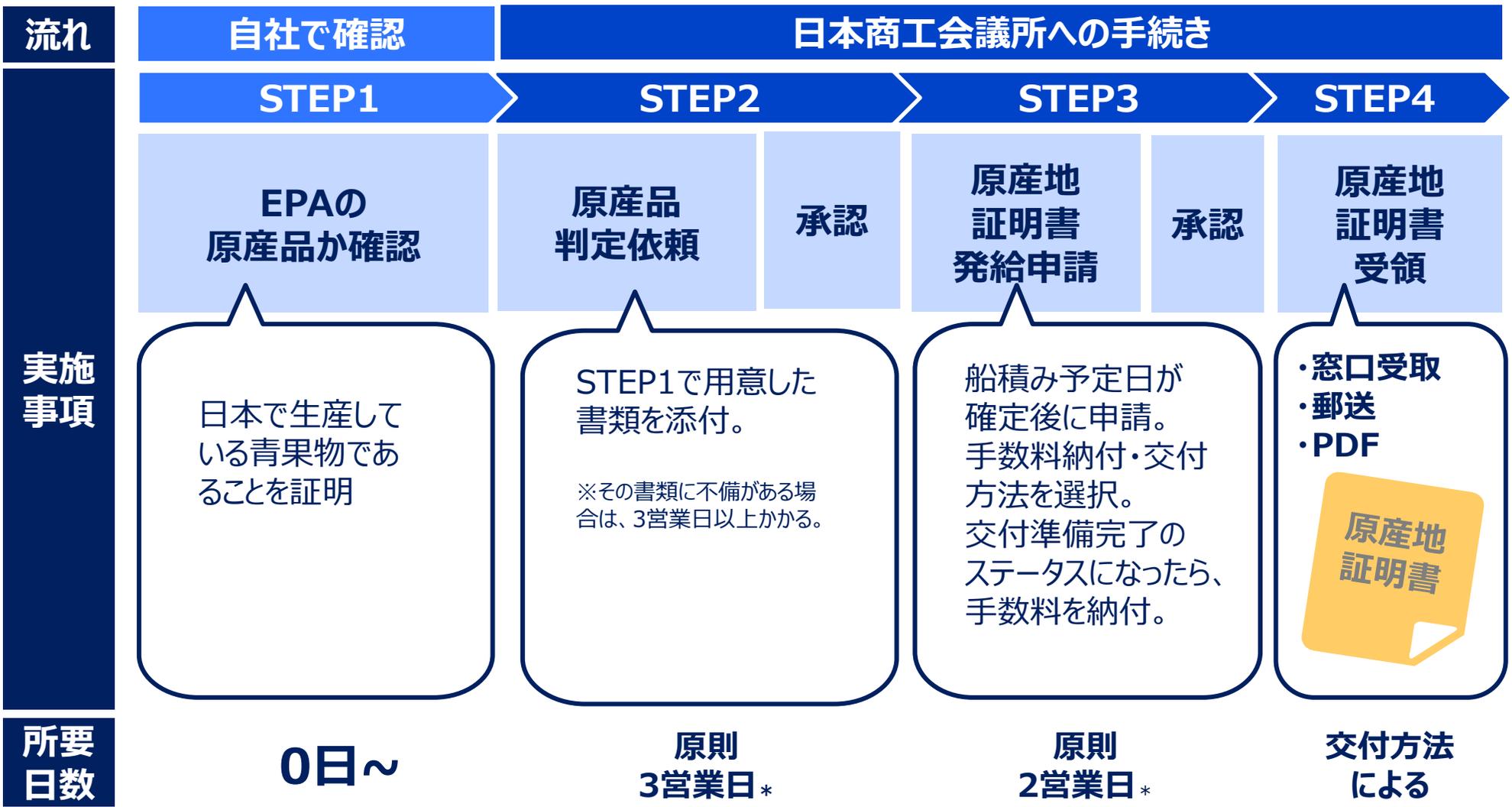
具体的な事例を見てみよう！（第三者証明制度）



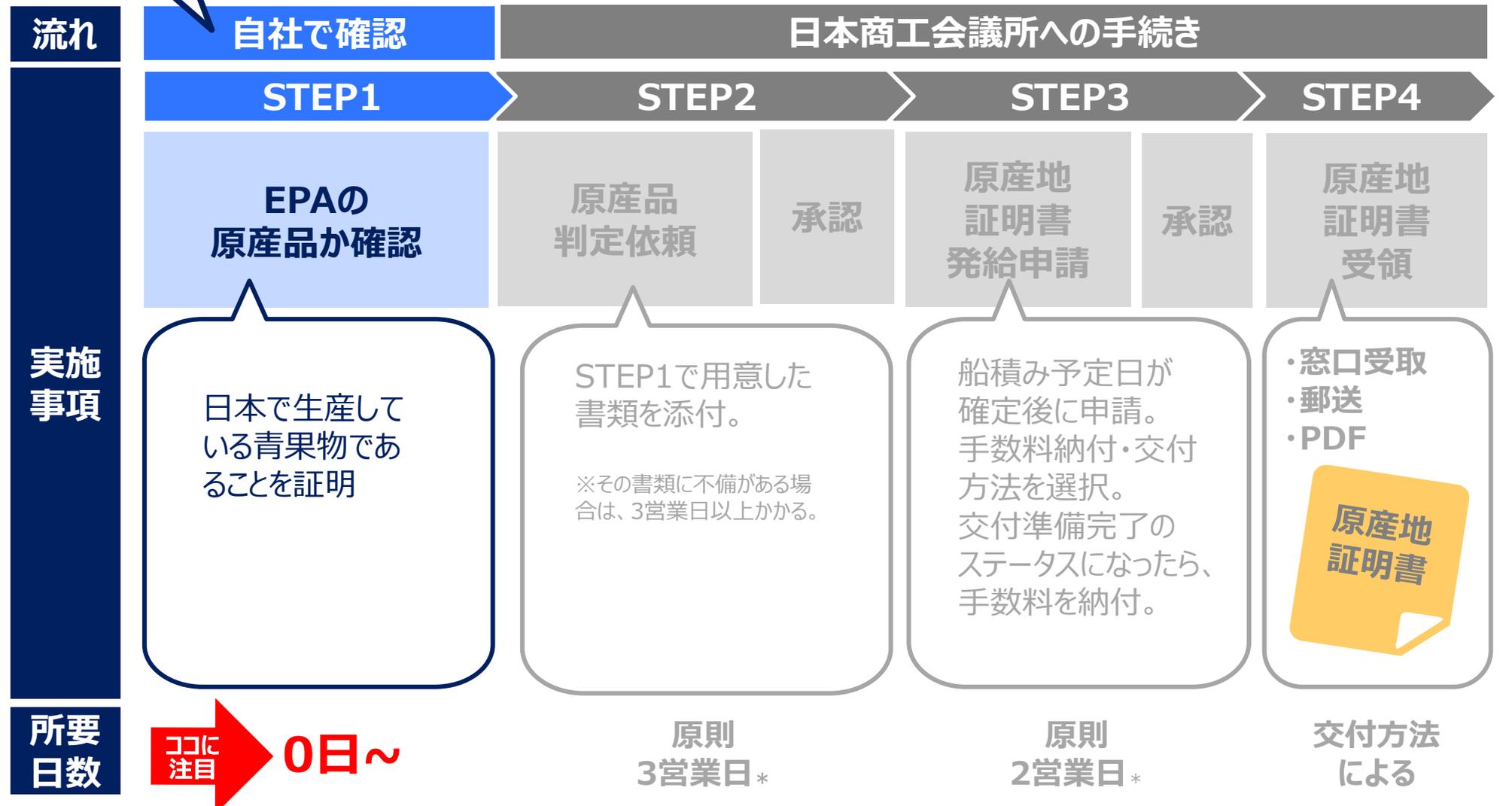
第三部

応用編（日本茶の輸出）

第三者証明制度における手続きの流れ



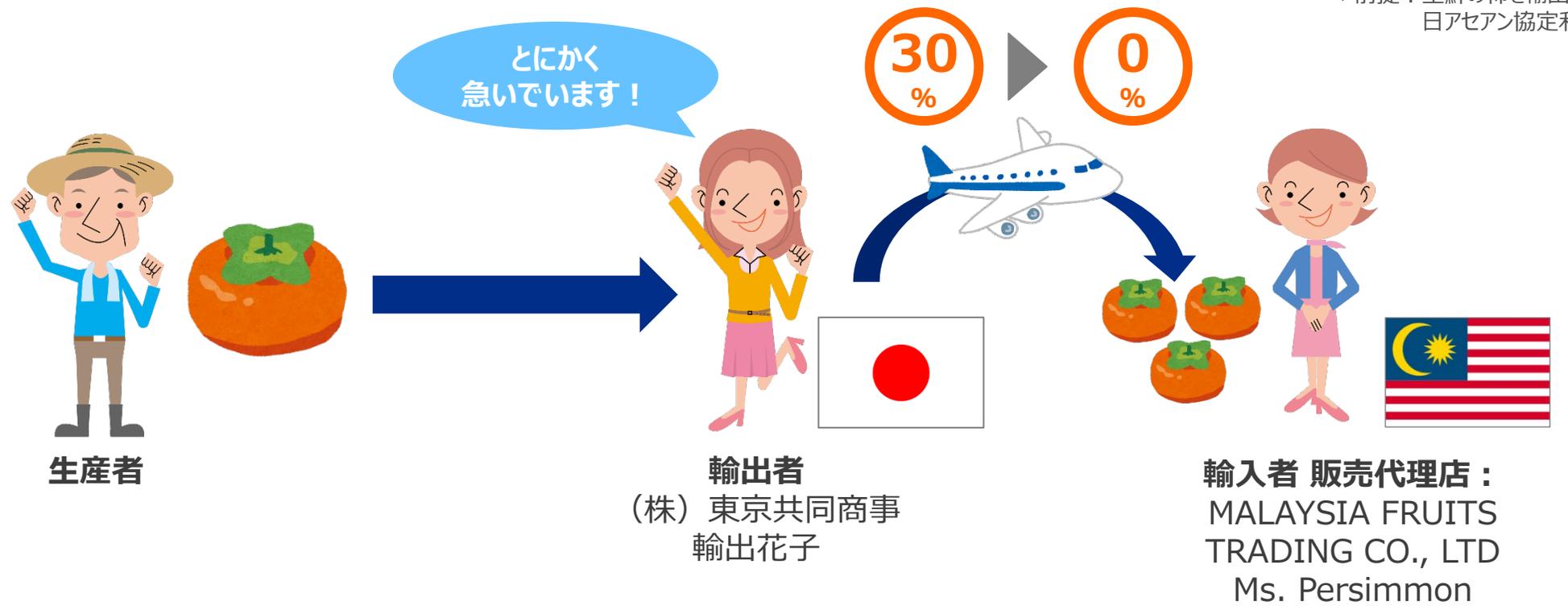
日本で生産している青果物であることの証明
 について**3つの事例**をもってご紹介！



* 出所：日本商工会議所パンフレット「あなたもできる第一種特定原産地証明書取得ガイド」

事例1 輸出までに時間がない・・・

*前提：生鮮の柿を輸出
日アセアン協定利用



マレーシアへ柿の輸出が決まりました！日アセアン協定を利用して、マレーシアで関税削減をしたいと思っています！
船積みまで時間がありません！
 以前柿を輸出するときには生産証明書を手に入れましたが、
間に合うでしょうか・・・？

事例1 輸出までに時間がない・・・

疑問

「農林産品に係る生産証明書」



（村営組合） 産
年 月 日

農林産品に係る生産証明書

住所（〒記号の住所及び番地等）
氏名（生産者又は販売事業者等） 印

下記のとおり生産されたものであることを証明します。

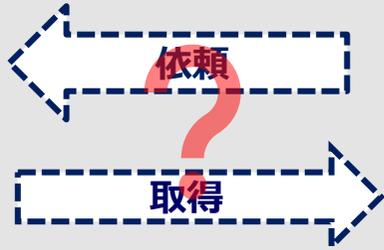
記

- 農林産物の種類：
1. 農林産物の名称を記載してください。
- 生産番号（都道府県）：
3. 産地（都道府県名）：

4. その他
 ①生産者並びに生産者の所在地及び産地、並びに収穫量が特定できる取引簿の記録について、特定産地証明書の添付から5年間（ただし、Bプルマイ協定、Bプルマイ協定、Bプルマイ協定およびBプルマイ協定を利用する場合は5年間）は保持するとともに、関係書類の発生する限り、関係書類は完全な記録簿の形式にして関係することを実施します。
 ②生産者等の住所が「農林産物の種類等」の欄に記載されている場合は、記載してください。
 ③生産者等の住所が「農林産物の種類等」の欄に記載されていない場合は、記載してください。

（注）利用する関係書類は、関係書類（関係書類）に該当していることを確認する必要があります。特に、Bプルマイ協定協定については、品質保証において「輸出簿」において記載され、かつ、記載に使用する全ての材料が当該協定において完全に確保されていること、を定めておられる場合は、全ての関係書類について、その旨を証明する必要があります。

農家さんから取得が間に合わないかも・・・



回答

産地（都道府県）が分かればOK！



仕入書明細書

（株）東京共同商事 御中
2023年3月2日
△△△

2023年〇月分 ＊＊＊円

納品日	品名	数量	金額
2023年〇月〇日	柿 (和歌山県産)	3	＊＊＊円
支払金額合計（税込）			＊＊＊円

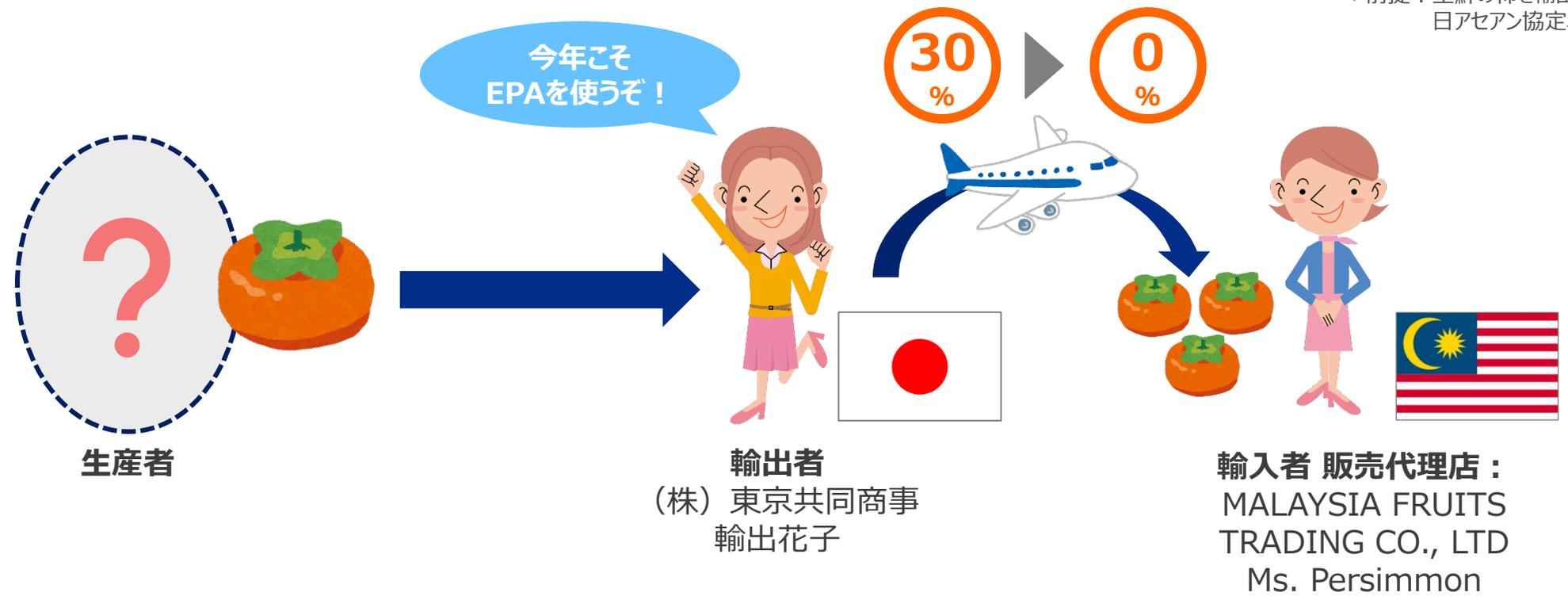
ココに注目

これなら間に合う！



事例2 今年こそEPAを使いたいと思って準備しているが...

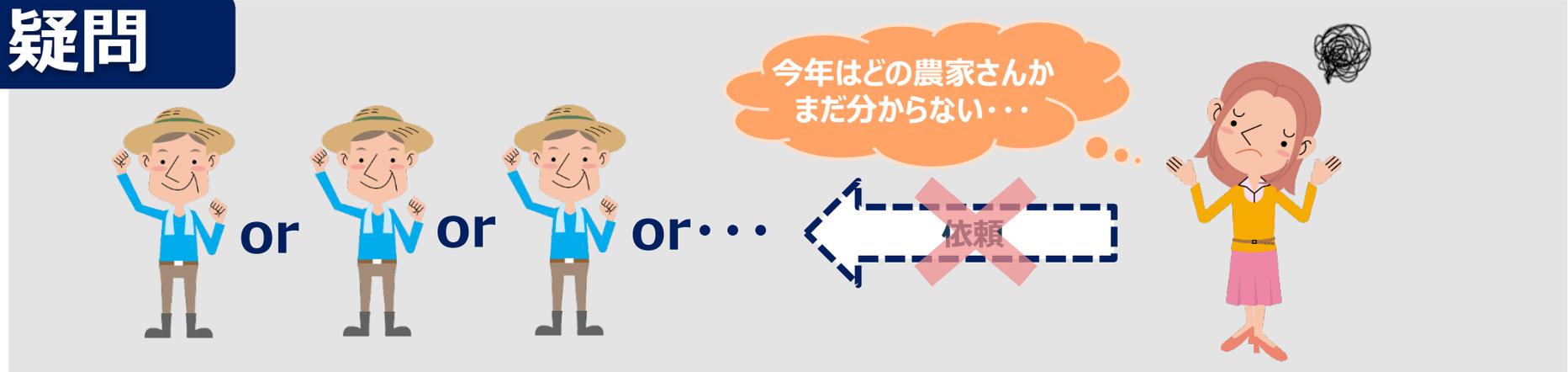
*前提：生鮮の柿を輸出
日アセアン協定利用



昨年もマレーシアへ柿を輸出していましたが、EPAが使えると知らず輸入者が高い関税を支払っていたようです。
今年こそEPAを利用したいのですが、まだ生産者が決まっておりません。
昨年と同じ和歌山県産の輸出であることは決まっていますが、
予め原産品判定依頼をしておくことはできるでしょうか？

事例2 今年こそEPAを使いたいと思って準備しているが...

疑問



回答

昨年の出荷伝票でも、 産地（都道府県）が同じであればOK！



仕入書明細書

(株) 東京共同商事 御中

2022年3月2日
△△△

2022年〇月分 * * * 円

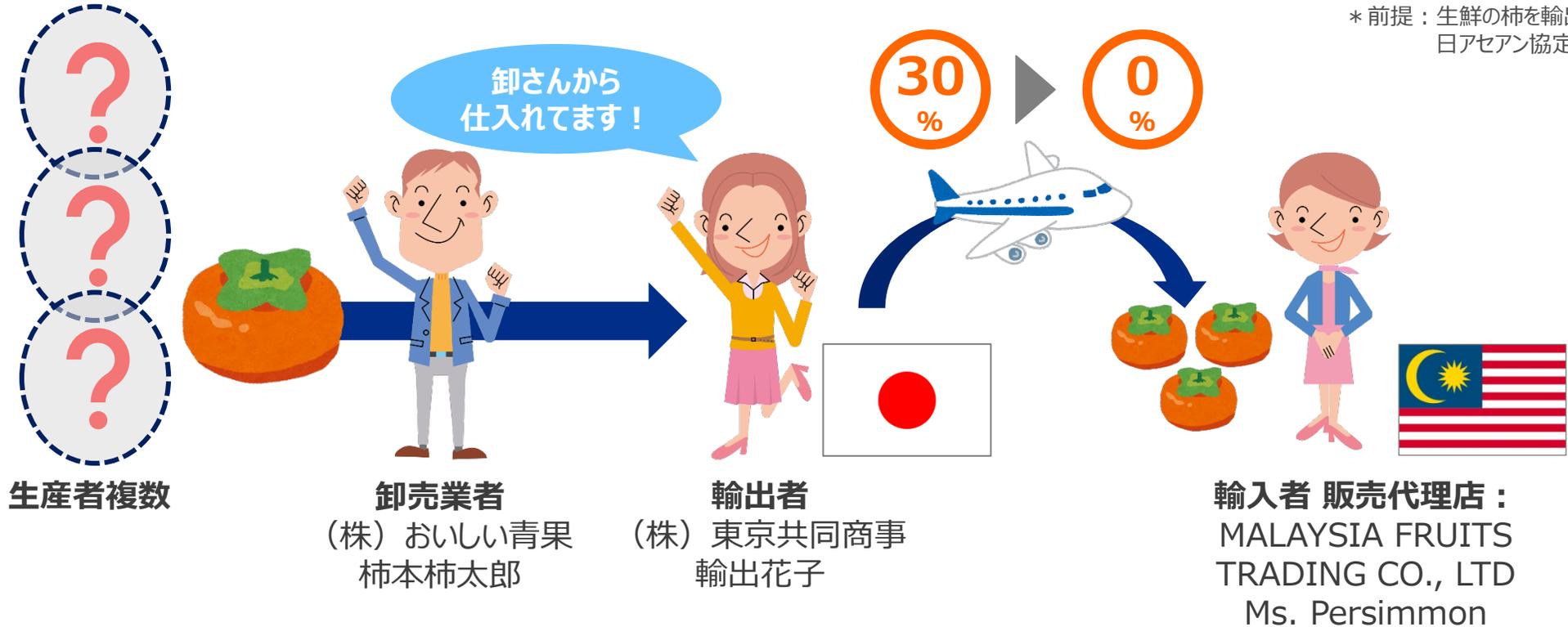
納品日	品名	数量	金額
2022年 〇月〇日	柿 (和歌山県産)	3	* * * 円



※輸出した製品の仕入書等の保管は必要

事例3 卸売業者を介しているので生産者の特定が難しい・・・

*前提：生鮮の柿を輸出
日アセアン協定利用



柿をマレーシアへ輸出することが決まりました！
EPAを利用したいのですが、卸売業者を介しており、
生産者も複数いることから、特定が難しい状況です。
生産者が特定できなくてもEPAは利用できるでしょうか？

事例3 卸売業者を介しているので生産者の特定が難しい・・・

疑問



回答

卸売業者からの仕入書等でも、 産地（都道府県）の記載があればOK！



仕入書明細書

(株) 東京共同商事 御中

2023年3月2日
(株) おいしい青果

2023年〇月分 ＊ ＊ ＊円

納品日	品名	数量	金額
2023年〇月〇日	柿 (和歌山県産)	3	＊ ＊ ＊円



※輸出した製品の仕入書等の保管は必要